

令和8年度「奨学のための給付金」 申請期限延長のお知らせ

通常給付

今年度は支給対象者が拡大しましたが、想定よりも申請者数が大幅に少ないため申請期限を延長します。

👉 今回が最終受付のため、支給対象である可能性があり（支給要件は裏面を参照）、未申請の方は期限までに申請してください。

※支給要件をよくご確認ください。7月に提出済みの方は、再度提出する必要はありません。

「奨学のための給付金」とは

○返済不要の給付金です。

○授業料に充てる高等学校等就学支援金とは別の制度で、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、学用品費など）の負担を軽減するものです。

支給を受けるためには申請が必要です。
申請を希望する方は、
10月30日(金)まで【最終】に
下記提出先へ申請書を提出してください。

＊期限後は今年度分の申請を受け付けることができません。

＊支給決定となった場合、給付金の振込は令和9年1月下旬以降を予定しています。

支給対象となる方や申請方法など
については、裏面をご確認ください。

【お問い合わせ・提出先】

新潟県就学支援金等支給事務センター（新潟県教育庁財務課内）
電話 025-280-5143

受付時間 月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時から午後5時まで

支給対象となる方

◎ 基準日（令和8年7月1日）において、次のすべてに該当する世帯が対象となります。

- ① 保護者等全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が182,500円未満又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 生徒が高等学校等就学支援金等の受給資格者であること
※高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制は48月）を超えていないこと、
国籍・在留資格等が就学支援金支給の要件を満たすこと
- ③ 保護者等が新潟県内に在住していること



←ご自身の所得割額は、マイナポータル「わたしの情報」から確認できます。

【注意】ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ・保護者等が税の申告をしておらず、令和8年度の県民税・市町村民税所得割を確認できない場合
- ・両親またはどちらか一方が海外在住で、保護者等全員の令和8年度の県民税・市町村民税所得割を確認できない場合
- ・生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））が支給されている又は今年度内に支給されることが確実な場合
- ・生徒が認定基準日（令和8年7月1日）時点において休学している場合
- ・外国籍で在留資格が「家族滞在」のうち日本の小・中学校を卒業していない生徒、在校生の留学生は、下記支給年額の区分Ⅰ及びⅡのみが対象、新入生の留学生はすべて対象外です。

◎ 世帯に複数の高校生がいる場合は、それぞれ申請が必要です。

申請の方法

申請用紙に必要事項を記入・貼付のうえ、提出用封筒に入れて、表面に記載の提出先へ提出してください。

※申請用紙は県HPからダウンロードしてください。

生徒一人あたりの支給年額

◎ 生徒一人あたりの支給額（年額）

区 分		全日制・定時制	通信制
Ⅰ	生活保護受給世帯	32,300円	32,300円
Ⅱ	県民税・市町村民税所得割額が <u>0円</u> の世帯	143,700円	52,500円
Ⅲ	県民税・市町村民税所得割額の世帯合計額が <u>100～105,500円未満</u> の世帯	47,900円	16,830円
Ⅳ	県民税・市町村民税所得割額の世帯合計額が <u>105,500～182,500円未満</u> の世帯	35,930円	12,630円

※支給回数は、生徒一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制の高等学校は通算4回）を上限とします。（年度ごとに申請）